

法務史料
展示室だより

第53号(令和3年3月)

法史見聞帖



CASE 04 清国人竹溪ら贋札事件

明治3年(1870)11月23日、清国人の竹溪と、2名の日本人が、紙幣を偽造した罪で、死刑である斬に処されました。この処刑に至るまで、管轄裁判所を擁し、司法処理を担当していた神奈川県をはじめ、各国領事や刑部省、外務省等の間で折衝が重ねられましたが、その背景には、当時の日本が条約を結んでいなかった清国人が関わっていたこと、日本国内における偽造紙幣の氾濫が指摘されています。

横浜居留地における竹溪の家で、彼らは明治2年12月下旬に紙幣の偽造を始めましたが、2名の日本人はおそれをなし、途中で手を引きました。その一方、竹溪は断念せず、明治3年4月には、同郷の亜福がイギリス公使館で働いていたことを奇貨として、同館内で偽造の作業を行います。しかし、犯行は発覚し、竹溪と亜福は、同月29日に神奈川県に引き渡されました。その直後には前述した2名の日本人も逮捕され、事件の審理が始められますが、その過程では、様々な立場からの意見が飛び交いました。

「横浜外国人居留地取締規則」の第4条に、条約未済国人の司法処理には居留地取締役の勧告と助力、各国領事の勧告が必要であることが定められていたため、当該事件についても、神奈川県との会合が開かれました。日本側としては、その当時に政府が刑事処分のために内部の準則として用いていた仮刑律に基づいて、首犯である竹溪を梟示というさし首の刑に処する方針でしたが、減軽を求めている各国

領事等から、意見書も提出されました。

このようなやり取りと並行し、神奈川県は、中央政府内の刑部省と外務省に指示を仰いでいました。刑部省と外務省の間で、適用法条等については刑部省の考えを尊重する合意が形成されたことを受け、太政官の承認を得た刑部省は、竹溪を斬罪にすることを明治3年6月27日付けで神奈川県に通達しました。ちなみに、このとき、刑部省が根拠とした法令は、偽造紙幣の氾濫への対策が国内外から求められたことから立法され、同月18日に刑部省へ通達されたばかりの「偽造宝貨律」でした。

しかし、その後も外国の領事から意見書が発せられたため、外務省は、日清修好条規の締結に向けて出張中であった外務権大丞柳原前光へ8月25

日に書簡を送り、竹溪の処断に対する承諾を清国から得るように指示します。そして、日本の処置を承認する通知を清国から受けた柳原は外務省へ報告し、その旨が閏10月13日に刑部省と神奈川県へ知らされました。その後、外務省は外交上の関係等から、処断を躊躇し、再検討を求めたものの、太政官は断行を指示し、11月23日に刑を執行することが決定されたのです。

以上のように、国内外に大きな影響を与える紙幣偽造について、外交と司法のバランスが考慮されながら、事件の解決が進められました。いわゆる不平等条約のもとでの外交が始まる一方で、国内法の整備も急務とされていた明治初期の状況を象徴する事件のひとつといえるでしょう。

横浜外国人居留地取締規則
第一條 日本政府は積滞に於て別居居留地取締役所を取締神奈川奉行の差圖を受へき外國人一人を雇ひ取締役を相定候事
第二條 神奈川奉行支配の取締役は積滞外國人居留地の内にある道路下水の修復掃除の事を心附其任上を見分すへし且取締向并に道路下水の事に付外國人より右役所へ申立へき訟を聽又不法の外國人有之時は神奈川奉行の差圖を受其國コンシエル目前に於て見明可致事
第三條 神奈川奉行支配の取締役は積滞居留地の外國人を保護し又神奈川港内の外國人を法を働く者を捕押へき外國見廻方の取締を心得且差圖を呈すへし取締役及神奈川奉行支配の日本人又は外國人の見廻方の差圖未済外國人の不法なる者を召捕へし時は其國のコンシエルへ引渡すへしコンシエルは其者を受取時味済此れの方に差圖へき事
第四條 積滞居留地又は神奈川港内に居住する支那人或は條約未済の外國人取締向并に刑法は神奈川奉行より右取締役存寄を尋ね且外國コンシエルへも相談の上可取計事
第五條 外國人より可交田租は其收納の期限に至り右取締役人より速に取立若し納方遅滞する時は

「横浜外国人居留地取締規則」
〔『法規分類大全 外交門四』〕

偽造寶貨
一凡寶貨ヲ偽造シ已ニ行使スレハ銀數ノ多寡ヲ論セス首魁タル者梟示タル者及ヒ匠人具等ヲ捕縛其者若クハ情ヲ知テ買使スル者ハ鉗ニ斬其雇人雜役ニ供スル者ハ千疋ニ抵テ水打浪等ヲ徒三年若シ從テナル者ハ一疋ニ減テ之ヲ減シ行使スル者ハ流シ三等級タル者及ヒ匠人ハ徒三年簡人ハ徒一年
一若シ偽造已ニ成リ未タ行使セサル首魁タル者ハ斬從タル者及ヒ匠人ハ流シ三等級人ハ徒一年
一若シ偽造未タ成リ未タ行使スル者ハ流シ三等級タル者及ヒ匠人ハ徒三年簡人ハ徒一年
一若シ偽造未タ成リ未タ行使スル者ハ流シ三等級タル者及ヒ匠人ハ徒三年簡人ハ徒一年
府藩縣通行寶貨赤銅同

「偽造宝貨律」
〔『法規分類大全 刑法門一』〕



山岡萬之助関係文書 「行刑制度調査」

「刑務所」という言葉は、誰もが耳にしたことがあるでしょう。かつて「監獄」と呼ばれた施設が「刑務所」に改まったのは、大正11年(1922)のことでした。いうなれば今年、令和3年(2021)は、「刑務所」が誕生してから100年という節目にあたります。

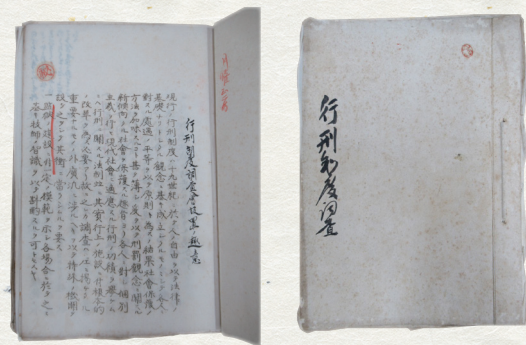
その改称の立役者が、当時の行刑局長・山岡萬之助でした。そして、法務図書館には山岡が実務や立法作業において作成・収集した史料の数々が所蔵されているのです。そこで今回は、山岡の業績と、法務図書館に収められるその関係文書に触れてみたいと思います。

山岡は、明治9年(1876)に長野県で生まれました。明治32年に日本法律学校(現在の日本大学)法科を卒業、国家試験に合格して官僚の道へと進みます。判事・検事として活動したのちドイツに留学、帰朝後は各種立法に携わりつつ、大正14年まで司法行政の中枢を担いました。彼はこのほか、日本大学の第3代総長を務めるなど、教育にも携わっています。

山岡が「監獄」を「刑務所」に変えたのは、大正11年、行刑局長(この年、監獄局長から行刑局長へと改称)在任中のことでした。彼は、「従来ノ応報的刑罰思想ヨリ醸成セラレタル牢獄気分」を「一掃」する目的で(『刑政』35巻11号)、官職や施設の呼称をはじめ、刑罰に関する意識・制度の大転換を図ったのです。本欄に掲げた画像は、そのために同年設置された行刑制度調査

会の関係資料を綴じ込んだ簿冊の表紙と、調査会設置趣意の一部です。そして、彼がはじめた監獄制度改革とその成果は、戦前そして戦後間もない時期の諸改革において常に参照され続けます。

今回紹介した「山岡萬之助関係文書」のように、法務図書館には、司法省時代から受け継がれてきた各種の貴重書に加えて、個人やご遺族から寄贈を受けた図書や立法資料も保管されています。これらの史料を通じて、私たちは現在の制度が形作られる過程を見つめなおすことができるのです。



山岡萬之助関係文書「行刑制度調査」
簿冊の表紙に山岡の印がみえる

近代司法の担い手たち

細川 潤次郎

1834-1923年

天保5年(1834)2月2日、土佐藩儒の家に生まれた細川潤次郎は、幼少期より神童の呼び声が高い人物でした。嘉永6年(1853)のペリー来航を受けて、翌年、長崎に遊学、蘭学を学びます。安政5年(1858)から3年間は、藩命により江戸に留学しました。江戸では軍艦操練所で航海術を修め、また、同郷のジョン万次郎より英語を学んでいます。帰藩後は制度改正御用となり、参政吉田東洋のもとで「海南政典」等の膨大な法典編纂に従事しました。ただし、土佐勤皇党によって吉田が暗殺されたことをもって、この改革は中止となっています。

若いときに大きな法整備に携わったことが、細川の後の人生に影響を及ぼしたと考えられています。明治元年(1868)末より藩を代表して新政府に出仕した細川は、実に多くの法制に関与していきました。初期の代表的なものとして、明治2年の新聞紙印行条例・出版条例、平民の苗字公称を許した明治3年9月19日の太政官布告などがあります。その後、渡米を経て立法を担う左院に出仕し、明治9年には元老院議員となりました。

元老院では、国憲案(憲法草案)の取調委員となり、また、旧刑法・治罪法の草案審査委員を務めています。陸軍・海軍刑法の制定においては、草案審査の総裁の任にありました。医薬品に関する基準である「日本薬局方」編纂総裁にも就いています。

司法省との直接的な関係としては、明治14年7月27日から明治16年6月5日まで元老院議員と兼官で次官に相当する司法大輔となっています。明治憲法が制定されると、貴族院議員となり、その後は法典調査会などで間接的に立法に寄与しました。

細川は博識でもあり、百科事典である『古事類苑』の編纂総裁や皇太子の教育にあたるなど、教育者としての側面も知られています。これにより、明治天皇の特旨で華族に列します。

これまで紹介してきた人物と比べて、細川は非常に長生きでした。大正12年(1923)7月20日に亡くなったときには、数えて90歳に達し、従一位まで昇叙しています。

前号掲載の「黒駒勝蔵一件 下」に誤植がございました。読者の皆様には謹んでお詫びを申し上げますとともに、次のように修正させていただきます。同記事左段3~4行目の「四男」は「次男」が正しい表記です。